

## 鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市外国人材確保・定着支援事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (交付目的)

第2条 本補助金は、日本語教育による外国人留学生の人材育成に取り組む市内事業者に対し、その経費の一部を支援することにより、市内中小企業者における国際的な人材の確保を推進し、もって市内産業の高度化及び活性化を図ることを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日本語学校 学校教育法（昭和22年法律第26号）第134条に規定する各種学校のうち、平成2年法務省告示第145号に定められたものをいう。
- (2) 外国人留学生 出入国管理及び難民認定法（昭和26年政令第319号）別表第1に定める「留学」の在留資格により日本語学校に在学する国外の4年制大学又は高等学校を卒業した外国人をいう。
- (3) 外国人育成雇用プロジェクト 学校法人鳥取学園が運営する鳥取城北日本語学校及び株式会社スカイバードが実施する、外国人留学生の地元企業へのマッチング及び日本語教育の実施をセットで提供する事業をいう。

### (補助対象者)

第4条 本補助金の交付対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- (1) 鳥取市内に事業所を有すること。
- (2) 市税等（市税、下水道使用料又は下水道受益者負担金をいう。）の滞納が無いこと。
- (3) 外国人育成雇用プロジェクトを活用し採用した外国人留学生の勤務地が鳥取市内の事業所であること。

### (補助対象事業)

第5条 本補助金の対象となる事業は、外国人材育成雇用プロジェクトを活用して補助対象者が行う外国人留学生の人材育成事業とする。

### (補助対象経費)

第6条 本補助金は、前条に規定する事業の実施に要する経費のうち、日本語教育費用

及び人材紹介手数料の合計額に1/2の補助率を乗じて得た額(1,000円未満の端数は切り捨てる。)とし、外国人留学生1人あたり40万円かつ1者あたり200万円を上限として、予算の範囲内で交付する。ただし、国、県その他の地方公共団体から受ける他の補助金の対象となるものは除く。

(交付申請)

第7条 規則第4条に規定する交付申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に掲げる書類は、事業計画書(様式第1号)とし、同条第4号に掲げる書類は次に掲げる書類とする。

- (1) 日本語教育費用及び人材紹介手数料を支払ったことを証する書類
- (2) 労働条件内容通知書(記名、押印のあるもの)
- (3) 在留資格認定証明書の写し(留学の区分であるもの)
- (4) 市税等納付状況確認同意書(様式第2号)
- (5) その他市長が必要と認める書類

(補助金の請求)

第8条 本補助金の交付決定を受けた者は、速やかに補助金請求書を市長に提出しなければならない。

(着手届を要しない場合)

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する補助事業以外のすべての補助事業に係る場合とする。

(完了届)

第10条 規則第10条の規定による完了届は要さないものとする。

(実績報告)

第11条 本補助金の交付に係る事業は、規則第12条ただし書に規定する補助事業とし、実績報告書の提出を要さない。

(雑則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、経済観光部長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年3月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年2月1日から施行する。